

島根労働局発表

平成27年5月28日

担

労働基準部 健康安全課

健康安全課長 沖田 秀之

健康安全課長補佐 藤原 淳一

当

TEL 0852-31-1157

7月1日から7日までは「全国安全週間」です

— 転倒災害防止、熱中症予防対策など労働災害防止を呼びかけ —

島根労働局（局長 ふるたこうしょう 古田宏昌）は、平成27年度全国安全週間における島根県内の事業場の安全活動の促進を呼びかけます。

○ 全国安全週間の目的

全国安全週間は、「産業界での自主的な労働災害防止活動の推進」と「職場での安全意識の高揚と安全活動の定着」を目的に毎年実施しており、本年で88回目を迎えます。

○ 全国安全週間の期間

本週間は7月1日～7月7日（準備期間6月1日～6月30日）

○ 27年度のスローガン

きけんみ 「危険見つけてみんなで改善 かいぜん いしきたか 意識高めて安全職場 あんぜんしょくば」

○ 島根労働局の主な取組

- ① 「全国安全週間」、「転倒事故を減らしましょう」、「熱中症を防ごう」等のチラシを配布（島根労働局ホームページにも掲載）
- ② 島根労働局長が安全パトロールを実施して、労働災害防止対策の徹底と職場での安全意識の向上を呼びかけ（7月1日は製造業、7月7日は建設業。いずれも公開）
- ③ 平成25年度及び平成26年度に労働災害を発生させた事業場（約1,100事業場）に対し、安全活動を要請
- ④ 国、県等の関係機関・団体等に対し、安全週間の取組と周知の協力を要請（詳細は別紙のとおり）

○ 全国安全週間中の取組内容

1 労働災害ゼロを目指し、全国安全週間の取組を呼びかけるチラシを配布

平成 26 年は前年に比べ労働災害は微減となりましたが、7 人の尊い命が失われる結果となっていました。

労働災害を防止するためには、安全衛生の担当者や労働者による現場の確認、機械設備の安全基準や作業手順などの「基本的ルールを守る」という原点に立ち返ることが必要であり、そのことによって労働者の安全を確保し、労働災害ゼロを目指していくことが必要です。

島根労働局では、全国安全週間及び準備期間中に経営トップ、安全衛生担当者、労働者が安全活動に取り組み、これを契機として安全活動が着実に実行されるよう呼びかけるチラシ（別添 1）を労働局ホームページに掲載するほか、労働災害防止団体等を通じて配布・周知を行います。

2 転倒災害防止対策のチラシを配布

転倒災害は平成 26 年における島根労働局管内で発生した労働災害の約 23%を占め、死傷災害の中で最も多く発生している型の災害です。また、小売業等の第三次産業において発生割合が高く、被災者に占める高年齢労働者の割合も高いという特徴があります。

このため、「転倒災害防止対策のポイント」及び平成 27 年 1 月 20 日から取り組んでいる「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」を呼びかけるチラシ（別添 2）を関係団体を通じて事業者・労働者に配布します。

3 熱中症予防対策を広く周知

平成 26 年は島根県内において熱中症による労働災害が 34 人発生し、過去 5 年間では比較的涼夏であった平成 23 年（34 人発生）と同人数となりました。（別添 3 参照）

熱中症による労働災害は、療養を要しない軽度の段階であっても、集中力低下等による思わぬ災害発生につながるものが懸念されるものです。また、糖尿病、高血圧症等が一般的に熱中症の発生リスクを高めること等の医学的知見も得られています。さらに本年は、気象庁の発表によると中国地方の暖候期予報（6 月～8 月）では、平年並みか高い気温となることが予想されていますので昨年同様に熱中症による労働災害が多数発生することが懸念されます。

県内の熱中症発生の傾向としては、

- ・ 7 月と 8 月に集中して発生
- ・ 11 時台、14 時台に多く発生
- ・ 建設業に多い

等の特徴があります。

このため島根労働局では、熱中症予防を呼びかけるチラシ（別添 3）を労働局ホームページに掲載しているほか、関係労使団体を通じて事業者・労働者に配布します。

また、建設現場等のパトロールや各労働基準監督署が実施している臨検監督などで注意喚起します。

4 非正規労働者等の労働災害防止を呼びかけるチラシを配布

職場には新規採用を含む経験の浅い労働者が増加しており、今後、これら未熟練労働者の労働災害が懸念されます。中でも派遣労働者に対する安全衛生教育を労働災害防止に必要な内容・時間をもって、雇入れのとき、派遣先が変わったとき、作業内容が変わったときに行うことを広く呼びかけるチラシ（別添4）を関係団体を通じて事業者・労働者に配布します。

5 島根労働局長安全パトロールの実施（公開）

労働災害防止対策の徹底と安全衛生意識の向上を呼びかけ、熱中症予防対策についても併せて要請します。

詳細は別添5及び6のとおりです。（再度発表予定）

6 労働災害発生事業場への安全活動を要請

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に労働災害を発生させた事業場（約1,100事業場）に対し、トップが先頭に立って労働災害ゼロを目指すとともに、全国安全週間期間中に労働災害防止に関する活動を計画・実行するよう要請します。

7 関係団体への周知、要請

国・地方公共団体、労働災害防止団体、報道機関等に対し、全国安全週間の周知・広報の要請を行います。